［項を削る。］		
［略］	［略］	［略］
［項を削る。］		
［略］	［略］	［略］
［項を削る。］		
第三十条の二第四項	第三十九条第一項	国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第五十四号）第百十四条の二十四第二項第二号
［項を削る。］		
［略］	［略］	［略］
［項を削る。］		
［略］	［略］	［略］
［項を削る。］		
［略］	［略］	［略］
［項を削る。］		
［略］	［略］	［略］
［項を削る。］		
［略］	［略］	［略］
［項を削る。］		

第三十条第二項第四号の二	第一条各号	第一条第一項各号
［同上］	［同上］	［同上］
第三十条の二第一項第一号及び第二項第一号	及び住所	、住所及び氏名
［同上］	［同上］	［同上］
第三十条の二第三項第一号及び第四号イ	抄本	抄本若しくは謄本
第三十条の二第四項	第三十九条第一項	国家公務員共済組合法施行規則第百十四条の二十三第二項第二号
第三十条の三第一項第一号	及び住所	、住所及び氏名
［同上］	［同上］	［同上］
第三十条の三第二項第一号	抄本	抄本若しくは謄本
［同上］	［同上］	［同上］
第三十条の五第一項第一号	及び住所	、住所及び氏名
［同上］	［同上］	［同上］
第三十条の五第二項第一号及び第五号	抄本	抄本若しくは謄本
［同上］	［同上］	［同上］
第三十条の五の三第二項第一号及び第二号イ	抄本	抄本若しくは謄本
［同上］	［同上］	［同上］
第三十一条第一項第一号	及び住所	、住所及び氏名